

令和8年度 江戸川区職員福祉Ⅱ類(保育士・児童指導)募集案内

令和8年6月18日
江戸川区

「福祉Ⅱ類採用選考」と「福祉経験者採用選考」を重複して申し込むことはできません。
(重複申込みは、受信の早いもののみ受理します。)

1 職種及び採用予定数

| 区分 | 職種 | 採用予定数 | 主な勤務場所(敷地内禁煙) |
|----|------------------|-------|----------------------------------|
| Ⅱ類 | 福祉 (保育士・児童指導) | 70名程度 | ・区立保育園 ・すくすくスクール ・児童相談所 など |

2 受験資格

次の要件をすべて満たす方が受験できます。

- (1) 昭和58年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方
- (2) 次のうちいずれかに該当する方(令和9年3月31日までに資格を取得し、登録を受ける見込みの方も含みます)
 - ①保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方
 - ②児童指導員の資格を有する方※児童指導員の資格の有無については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条で確認してください。(※1)

※1 [児童福祉施設の設備及び運営に関する基準]

第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 三の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものである者
- 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

- (3) 国籍は問いません。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者となります。
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(※2)の各号いずれかに該当する方は受験できません。

- (5) 現に江戸川区職員である方は、受験できません。ただし、現に江戸川区の職員で、教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は任期付職員の方は受験できます。

※2 [地方公務員法第16条]

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

3 第一次選考

(1) 方法

| | | |
|-----|--------------|---------------------------------------|
| 日 時 | 令和8年8月23日(日) | 集合時間等の詳細は、申込受付後、送付予定の受験票に記載してお知らせします。 |
| 場 所 | グリーンパレス | |
| 方 法 | 作 文(80分) | 課題式 2題回答(1題あたり400字程度) |

※問題についてのお問合せは、一切お答えできません。また、過去問は公表していません。

(2) 合格発表

| | |
|----------|------------------------------|
| 令和8年9月下旬 | 受験者には、合否にかかわらず電子メールにより通知します。 |
|----------|------------------------------|

4 第二次選考

第一次選考合格者に対して、次により行います。

| | | |
|-----|--|----------------------------------|
| 日 時 | 令和8年10月13日(火)、19日(月)、20日(火)、26日(月)、28日(水)、29日(木)の間で指定する1日 ※指定された日時の変更はできません。 | |
| 場 所 | 選考会場及び集合時間等の詳細は、第一次選考合格通知とあわせてお知らせします。 | |
| 方 法 | 口述選考 | 人物及び職務に関連する知識などについて、個別面接により行います。 |
| | 集団討議 | 1つのテーマについて、複数人で討議等を行います。 |

5 最終合格発表

| | |
|-----------|------------------------------|
| 令和8年11月下旬 | 受験者には、合否にかかわらず電子メールにより通知します。 |
|-----------|------------------------------|

6 採用の時期

令和9年4月1日以降

7 初任給等

| | |
|------|-----------|
| 採用区分 | 初任給 |
| Ⅱ類 | 約255,600円 |

(備考)

◇この初任給は、令和8年4月1日時点の給料月額に、地域手当を加えたものです。職務経験等がある場合には、初任給に一定の基準により加算(上限あり)される場合があります。

◇この初任給のほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。なお、採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

8 勤務条件・職務内容等

(1) 保育園

- ・勤務日：原則として、月曜日～土曜日です。(4週8休制)
(ローテーションにより日曜日に勤務の場合もあります。)
- ・勤務時間：7時15分から18時45分(延長園は19時45分)の間で、休憩時間を除き1日あたり7時間45分、週あたり38時間45分の勤務となります。
(早番、遅番などの当番を含む勤務形態)
- ・職務内容：保育園での乳幼児に対する保育

(2) すくすくスクール

- ・勤務日：原則として、月曜日～土曜日です。(4週8休制)
- ・勤務時間：原則として、7時45分から19時15分の間で、休憩時間を除き1日あたり7時間45分、週あたり38時間45分の勤務となります。(早番、遅番などの当番を含む勤務形態)
- ・職務内容：すくすくスクールにおける指導、育成及び相談

(3) 児童相談所(一時保護所の場合)

- ・勤務日：原則として、月曜日～日曜日です。(4週8休制)
(祝日及び区職員の休日に勤務を命じることもあります、その場合、原則として代休)
- ・勤務時間：休憩時間を除き1日あたり7時間45分、8週間を平均して週あたり38時間45分の勤務となります。(24時間体制の交替制勤務を含む勤務形態)
- ・職務内容：児童相談所における子どもの保育、生活指導、学習指導及び相談業務


(4) 採用後の人事異動により、配属先や職務内容が変更となる可能性があります。

9 休暇等

年次有給休暇は、原則として一会計年度ごとに20日です(5月以降に採用された場合は、初年度は日数が異なります。)。その他、慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。

10 受験手続

次の方法で早めにお申し込みください(郵送による申込みはありません)。

| 申込方法 | 申込期間 | 申込先 |
|------|---|--|
| WEB | 令和8年6月18日(木) 8時30分から ～ 令和8年8月7日(金) 17時00分まで 【受信有効】 | 江戸川区HP「職員採用情報」 〔「LOGOフォーム」にて〕  https://logoform.jp/form/L6MJ/1562844 |

※申込方法等の詳細は、4ページ目をご確認ください。

| | |
|--------------|---|
| <p>申込方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> 江戸川区HP「令和8年度江戸川区職員福祉（保育士・児童指導）」の「福祉Ⅱ類申込フォーム」（LOGOフォーム）にて必要事項を入力し申し込みください。 <u>申込みは「令和8年度福祉Ⅱ類申込フォーム」により申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。</u>この場合、採用選考の申込みを受付した旨の電子メールが自動送信されますので、電子メールが届かない場合は申込期間中に必ず下記問合せ先までご連絡ください。 申込期間中にシステム保守整備によりシステムが停止する場合等、予期せぬ機器停止又は通信障害等が起きた場合のトラブルは、責任を負いません。 可否の結果については、電子メールにより通知します。 |
| <p>受験票交付</p> | <ul style="list-style-type: none"> 令和8年8月14日（金）までに電子メールにて、受験票の案内メールを送信します。メールが届いたら、受験票を印刷して選考当日持参してください。 上記日程までに案内メールが届かない場合のみ、令和8年8月17日（月）又は18日（火）に下記問合せ先に照会してください。 <p>※受験票に「写真」を貼付していただきますので事前にご用意ください。 写真の仕様は、カラーのもので上半身脱帽正面向4cm×3cmのもの（最近3カ月以内に撮影したもの）とします。</p> |

※収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

1.1 こども性暴力防止法に基づく対応について

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
申込フォームにより、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。
- 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。
併せて、こども性暴力防止法に基づき「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」によって、特定性犯罪事実該当者であるか確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することや、特定性犯罪事実が判明した場合は、採用しない場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、重要な経歴の詐称として、内定取消事由に該当するものと考えられますので、ご了承ください。

1.2 申込（問い合わせ）先

江戸川区 総務部 職員課 能力開発推進係

住所 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 03(5662)1003（直通）

（受付時間：平日9時00分から17時00分）

江戸川区 HP



< 選考の申込みをした方は、必ず受験してください >

江戸川区職員採用選考は、皆さんの申込みによって選考の準備が進められます。これらは、区民の方に納めていただく税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、**選考の申込みをした方は必ず受験してください。**